

## ご紹介制度のご案内

ジェイ エスキューブでは新しく当社にてお仕事を下さるお友達を紹介して頂くと、紹介料をお支払いする紹介制度を実施しております。お友達の方が当社にて面接ご登録後、一定期間お仕事を頂いた場合、紹介料をお支払い致します。詳細は下記の通りです。

**金額 10,000円**

### 手続方法

1. 所定の「お友達紹介カード」に必要事項をご記入頂き、お友達がご登録時にお持ち下さい。
2. ご登録のご予約はお友達の方が直接お近くのオフィスへご連絡下さい。来社手続きのご案内をさせていただきます。
3. ご来社頂いたら、面接担当者へ「お友達紹介カード」をお渡し下さい。  
「お友達紹介カード」は当社ホームページからプリントアウトして頂くか、各オフィスにお申し付け下さい。  
ご登録は随時受付けております。お友達がご登録時に「お友達紹介カード」をお持ち頂けない場合は、各オフィスへお電話にてお気軽にお問い合わせ下さい。

### 支払方法

毎月末締切、翌月末お友達の在籍確認後、その翌月給与に加算してのお支払い(給与のお振込みがない方は翌月15日指定口座振込)となります。

(例) 5月20日/お友達就業開始 5月31日/締切 6月31日/お友達の在籍確認  
7月給与支払日(給与のお振込みがない方は7月15日)/紹介料支払い

### 紹介制度対象外となるもの

1. 「お友達紹介カード」が提出されていないもの...**口頭での申請は対象外**となります。
2. 「お友達紹介カード」の提出が遅れたもの...お友達が就業開始から1ヶ月以上経過後の提出の場合は対象外となります。  
**(あらかじめ口頭での申請があった場合でも対象外となりますのでご注意ください)**
3. ご就業されたお友達が入社翌月末以前にご退職又は業終了した場合及び、既定期間未満の短期雇用の場合。  
但し、ご退職日より1ヶ月以内に再入社された場合は就業期間が通算されます。
4. お友達が過去に当社にてご登録又はご就業されたことがある場合。

### 給与のお振込みがない方(未就業者及びご退職者)へ

ご紹介料振込口座を別途ご指定下さい。

お友達がご就業されますと当社より申請用紙が送付されますので、必要事項をご記入後至急当社までご返送下さい。(申請用紙のご返送が遅れますと、ご紹介料のお支払いが規定通りに出来なくなることがありますのでご注意ください)

### 「お友達紹介カード」の有効期限

「お友達紹介カード」を**ご提出頂いた日より1年間**とさせていただきます。

### オフィスのご案内

パートナーセンター新宿	.0120-01-0093	fax.03-3344-8088
パートナーセンター神田	.0120-63-7771	fax.03-3258-8589
北関東支店(大宮)	.0120-23-1873	fax.048-648-0731
南関東支店(横浜)	.0120-713-890	fax.045-290-0830
関西支店(大阪)	.0120-639-033	fax.06-6201-2300
東北営業所(仙台)	.0120-772-992	fax.022-268-0379
長野営業所	.0120-229-155	fax.026-226-7118
名古屋営業所	.052-589-9779	fax.052-561-8330